

福井市介護予防・生活支援総合事業 指定事業所 各位  
 福井市地域包括支援センター 各位

福井市地域包括ケア推進課長  
 (公印省略)

### 福井市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について（通知）

平素より、本市の介護保険行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和元年10月1日施行で、介護予防・日常生活支援総合事業における「国が定める単価」が改定されることに伴い、本市においても次のとおり報酬を改正します。

つきましては、内容をご確認いただきますよう、お願い致します。

#### 1 加算の新設

サービス区分	介護職員等特定処遇改善加算	
	(Ⅰ)	(Ⅱ)
訪問型予防給付相当サービス	所定単位×63/1000 加算	所定単位×42/1000 加算
通所型予防給付相当サービス	所定単位×12/1000 加算	所定単位×10/1000 加算

#### 2 消費税率引き上げに伴う単価の変更

##### (1) 訪問型予防給付相当サービス

		改正前		改正後	
頻度	利用回数/月	回	月	回	月
週1回程度	1～4回	266 単位	—	267 単位	—
	5回	—	1,168 単位	—	1,172 単位
週2回程度	1～8回	266 単位	—	267 単位	—
	9回	—	2,335 単位	—	2,342 単位
週2回超	1～12回	266 単位	—	267 単位	—
	13～14回	—	3,704 単位	—	3,715 単位

##### (2) 訪問型基準緩和（A型）サービス

		改正前		改正後	
頻度	利用回数/月	回	月	回	月
週1回程度	1～4回	223 単位	—	224 単位	—
	5回	—	979 単位	—	982 単位
週2回程度	1～8回	223 単位	—	224 単位	—
	9回	—	1,958 単位	—	1,964 単位
週2回超	1～13回	223 単位	—	224 単位	—
	14回	—	3,105 単位	—	3,114 単位

## (3) 通所型予防給付相当サービス

対象者・頻度	利用回数/月	改正前		改正後	
		回	月	回	月
要支援1・ 事業対象者 (週1回程度)	1～4回	378単位	—	380単位	—
	5回	—	1,647単位	—	1,655単位
要支援2・ 事業対象者 (週2回程度)	1～8回	389単位	—	391単位	—
	9回	—	3,377単位	—	3,393単位

## (4) 通所型基準緩和(A型)サービス

対象者・頻度	利用回数/月	改正前		改正後	
		回	月	回	月
要支援1・ 事業対象者 (週1回程度)	1～4回	323単位	—	324単位	—
	5回	—	1,407単位	—	1,413単位
要支援2・ 事業対象者 (週2回程度)	1～8回	334単位	—	335単位	—
	9回	—	2,900単位	—	2,913単位

## (5) 短期集中予防(C型)サービス

	改正前	改正後
短期集中予防サービス費・通所(運動器機能)	395単位	397単位
短期集中予防サービス費・訪問(運動器機能)	359単位	360単位
短期集中予防サービス費・訪問(口腔機能)	282単位	283単位
短期集中予防サービス費・訪問(栄養改善)	282単位	283単位

## (6) 介護予防ケアマネジメント

	改正前	改正後
介護予防ケアマネジメントⅠ	430単位	431単位
介護予防ケアマネジメントⅡ	365単位	366単位
介護予防ケアマネジメントⅢ	284単位	285単位

## (7) 区分支給限度基準額

	改正前	改正後
事業対象者・要支援1	5,003単位	5,032単位
要支援2	10,473単位	10,531単位

## 【問い合わせ先】

福井市役所 地域包括ケア推進課  
企画係 橋本・山田  
電話番号 0776-20-5400